令和3年度やまがた就職促進奨学金返還支援事業 【Uターン促進枠】(追加募集) 募集要項

山形県及び県内市町村では、将来の担い手となる若者の県内回帰・定着を促進するため、一旦県外で就業した若者が、県内にUターンし就業・定住した場合に奨学金の返還を支援する事業の対象者を募集します。

1 応募資格

応募資格は、次のA又はBのいずれかに該当する者で、かつ各号の要件全てに該当する者とします。

- A 山形県内に居住しながら県内の高等学校、特別支援学校高等部、専修学校高等 課程(以下「高校等」という。)を卒業(※)し、次に掲げる日本国内に所在す る高等教育機関(以下「大学等」という。)を卒業した者
 - ア 大学院(修士課程及び博士課程前期も含む)
 - イ 大学
 - ウ 高等専門学校(第4、5学年及び専攻科に限る)
 - 工 短期大学
 - 才 専修学校専門課程
 - 力 山形県立産業技術短期大学校、同庄内校、山形県立職業能力開発専門校
- (※) 以下に該当する者を含む
 - ① 高等専門学校の在学者で、県内の中学校又は特別支援学校中等部を卒業した者
 - ② 高等学校卒業程度認定試験を受け、大学等に進学した者のうち進学までの間、県内に居住していた者で県内の中学校又は特別支援学校中等部を卒業した者
- B 県内に所在する大学等を卒業した者
- (1)大学等在学中に、別表1に掲げる将来定住を希望する市町村で定める奨学金の貸 与を受けていた者で、返還残額がある者
 - ※1複数の大学等を卒業している場合は、一つの大学等の在学期間に貸与を受けた一つの奨学金を助成対象とする。
 - ※2県内に居住・就業を開始する前に返還が終了する場合、支援額は0円となりますのでご留意ください。
- (2)申請日の属する年度の末日において35歳以下であること(誕生日が昭和61年4月2日以降の方)
- (3) 大学等卒業後、県外において就業の実績があること
- (4) 申請時点で県外に居住しておりかつ県内で就業していない者
- (5) 県内に事業所を有する法人、団体及び個人事業主(以下「県内企業等」という。) への就業を希望する者又は県内での創業を希望する者 ※公務員は対象外になります。
- (6) 次の各号のいずれにも該当する者
 - ア 申請日以降、令和4年10月31日までに山形県内に居住し、かつ**5年間以上** 継続して居住する見込みの者

- イ 申請日以降、令和4年10月31日までに山形県内で正規雇用(※)として就業 又は創業し、かつ**5年間以上**継続して就業する見込みの者
 - (※) 正規雇用とは次の全てに当てはまる雇用形態とします。
 - ① 期間の定めのない労働契約をしていること
 - ② 所定労働時間が、同一の事業主に雇用される通常の労働者の所定労働時間と同じであること
 - ③ 同一の事業主に雇用される通常の労働者に適用される就業規則等に規定する賃金の算定 方法及び支給形態、賞与、退職金、休日、定期的な昇給や昇給の有無等の労働条件について長期雇用を前提とした待遇が適用されていること

(7) 申請時点において、次に該当しない者

- ア この事業により返還支援を受けようとする奨学金について、本事業以外の支援制度による返還支援や返還額の減額又は免除等を受ける予定がある者 (※ 市町村が行う上乗せ支援を除く)
- イ 既に本事業Uターン促進枠の助成候補者の認定を受けている者又は申請中で ある者
- ウ 山形県若者定着奨学金返還支援事業又は本事業で既に助成対象者として支援 を受けている者

2 募集人員

3 1 名

3 募集期間及び提出先

令和3年9月22日(水)から令和3年10月29日(金)17時(必着)までに、定住予定の県内市町村へ、持参または郵送により提出してください。なお、応募書類は返却しません。

4 応募書類

次に掲げる書類を提出してください。

- ア やまがた就職促進奨学金返還支援事業助成候補者認定申請書【Uターン促進枠】 (様式1)
- イ 高校等の卒業証明書又は卒業証書の写し(県外大学等の卒業者のみ)
- ウ 大学等の卒業証明書又は卒業証書の写し
- エ 住民票の写し(マイナンバーの記載のないもので申請目前1か月以内に発行されたもの)
- オ 県外での就業実績が確認できる書類(在職証明書、退職証明書等)
- 力 奨学金貸与証明書
- キ 奨学金返還証明書(申請日前1か月以内に発行されたもの)

応募者多数の場合、市町村ごとに選考を行います。上記のほかに選考に必要な書類の提出を求める場合がありますので、各市町村の指示に従ってください。

なお、応募書類の中で提出不可能な書類がある場合は、市町村の担当窓口に相談してください。

5 助成候補者の認定

市町村及び県において応募書類等により審査して助成候補者を認定し、文書により通知します。なお、募集人数を上回る応募があった場合は、助成候補者に認定されない場合があります。

また、以下の事由に該当した場合は、助成候補者の認定が取消しとなります。

- ア 奨学金の返還が免除された場合
- イ 助成候補者が辞退する場合
- ウ 申請日以降、令和4年10月31日までに山形県内に居住を開始しなかった場合
- エ 山形県内に居住後3年以内に山形県外へ転出した場合(転出後、再度県内 に転入した場合を含む。)
- オ 申請日以降、令和4年10月31日までに県内企業等に就業又は創業しなかった場合
- カ 自己都合による離職期間が通算して6か月を超えた場合
- キ 会社側の都合または病気、けが等やむを得ない事情による離職期間が通算 して12か月を超えた場合(自己都合による離職期間を含む。)
- ※申請日以降、令和4年10月31日までに県内企業等に就業したものの、就業先の都合により県内に居住又は就業することができない期間があると認められる場合は、申請により取消が猶予される場合があります。

6 助成方法

(1) 助成対象者の認定

助成候補者が、申請日以降、令和4年10月31日までに山形県内に居住・就業(創業を含む)し、かつ通算して3年間就業した後に、申請により助成対象者として認定します。

(2) 返還支援額

返還支援額は、県内に居住・就業後3年の間に奨学金の貸与機関に返還した額(千円未満切り捨て)とし、60万円を上限とします。

ただし、助成候補者の認定申請書を提出した市町村以外の山形県内の市町村に転入した場合や、居住開始から3年以内に山形県内の他市町村へ転居した場合、支援額は2分の1となります。

※有利子貸与奨学金の場合の利子分については支援の対象となりません。

(3) 助成方法

助成対象者からの申請に基づき、返還支援額を県が一括で本人に代わり奨学金の貸与機関に支払います。ただし、支払い時に返還残額が返還支援額を下回る場合は差額を本人に支払います。

(4) 助成対象者の認定の取消し

次のいずれかに該当した場合は助成対象者の認定が取り消しとなります。

ア 奨学金の返還が免除された場合(死亡、精神もしくは身体の障がいによる免除等) イ 要件を満たすこととなった日から起算して2年以内に、次のいずれかに該

① 県外に居住した場合

当することとなった場合

- ② 自己都合(病気、けが等のやむを得ない事情による場合を除く。)による離職期間が通算して6か月を超えた場合。
- ③ 会社側の都合または病気、けが等やむを得ない事情による離職期間が通算して12か月を超えた場合(自己都合による離職期間を含む)。

※就業先の都合により県内に居住又は就業することができない期間があると認められる場合は、申請により取消が猶予される場合があります。担当窓口にご相談ください。

(5) 支援額の返還

- ア 6-(4) イに該当し、助成対象者の認定を取り消された場合、支払いを 受けた支援額全額を県へ返還するものとします。
- イ 助成対象者の要件を満たすこととなった日から起算して2年以内に、当初申請した市町村から他の県内市町村へ転居した場合は、支援額の2分の1を 県へ返還するものとします。

7 助成候補者認定後の手続き

下記の手続きを行わない場合、支援を受けられなくなることがあります。

- ※ 在職証明書以外の提出書類は写しでも可とします。
- (1) 当初の申請内容に変更があった場合の手続き

	提出期限	提出書類
連絡先や住所等変更があった場合	_	ア 状況報告書 (様式2)

(2) 認定後の手続き

	提出期限	提出書類
県内就業開始 年度(1年目)	就業後3か月以内	ア 就業状況等報告書(様式3) イ 在職証明書(様式4) ウ 住民票の写し(マイナンバーの記載のないもの)
2年目、 3年目	毎年9月30日まで	ア 就業状況等報告書(様式3) イ 前年の確定申告書の写し(個人事業主の場合のみ)
就業期間が通算 して3年を経過 した場合	3年経過後3か月以内	ア 助成対象者認定申請書※ イ 在職証明書(3年間の就業が確認できるもの) ウ 住民票の写し(マイナンバーの記載のないもの) エ 奨学金返還額証明書(県内に居住・就業した日から3年を経過する日までの期間を指定し発行したもの) ※ 様式は補助金交付要綱で規定します。
4年目、 5年目	翌年の4月末まで	ア 県内居住・就業報告書(様式5) イ 住民票の写し(マイナンバーの記載のないもの) ウ 在職証明書

(3) 離職した場合の手続き

	提出期限	提出書類
離職後、6か月以内に再び就業した場合	再就業後 1か月以内	ア 就業状況等報告書(様式3) イ 雇用保険被保険者離職票又は退職証 明書の写し(退職年月日が確認でき るもの) ウ 再就業にかかる在職証明書(再就業 年月日が確認できるもの)
離職後、やむを得 ない事情により 6か月以内に就 業できない場合	離職後1か月以内	会社側の都合又は病気、けが等やむを得ない事情により、離職後に就業できず、求職又は離職期間を12か月までに延長することを希望する場合の手続きとなります。 ア 求職・離職期間延長承認申請書(様式6) イ 医師の診断書(病気、けが等の場合)ウ雇用保険被保険者離職票又は退職証明書(退職年月日が確認できるもの)の写し

(4) 辞退する場合の手続き

	提出期限	提出書類
取消の要件に該 当する場合等		ア 認定辞退申請書 (様式7) イ 身分証明書 (運転免許証の写しなど の本人確認できるもの)

(5) 提出場所

応募書類を提出した市町村に提出してください。ただし、応募書類を提出した市町村と異なる市町村に居住した場合は、県に提出してください。

なお、やむを得ない事情により手続きができない場合や提出不可能な書類がある場合は、市町村又は県の担当窓口に相談してください。

8 応募・問合せ窓口一覧

(1) 市町村(応募書類提出先)

	<u></u>	
市町村名	担当	電話
山形市	雇用創出課 雇用労政グループ	023-641-1212
米沢市	地域振興課 若者支援担当	0238-22-5111
鶴岡市	教育委員会 管理課 庶務係	0235-57-4861
酒田市	地域共生課 移住定住係	0234-26-5768
新庄市	教育委員会 教育総務課	0233-22-2111
寒河江市	企画創成課 政策調整係	0237-85-1413
上山市	商工課 商工振興係	023-672-1111
村山市	政策推進課 地方創生係	0237-55-2111
長井市	総合政策課 オリンピックパラリンピック交流推進室	0238-82-8001
天童市	教育委員会 教育総務課 庶務係	023-654-1111
東根市	総合政策課 地域振興係	0237-42-1111
尾花沢市	教育委員会 こども教育課 教育指導室	0237-23-3330
南陽市	みらい戦略課 企画調整係	0238-40-0248
山辺町	政策推進課 総合戦略係	023-667-1110
中山町	総合政策課 まちづくり推進グループ	023-662-4271
河北町	教育委員会 学校教育課	0237-71-1136
西川町	教育委員会 学校教育課 教育総務係	0237-74-2114
朝日町	政策推進課 地域振興係	0237-67-2112
大江町	政策推進課 移住 定住推進室 地域交流係	0237-84-1503
大石田町	まちづくり推進課 政策推進グループ	0237-35-2111
金山町	教育委員会 教学課 学校教育係	0233-52-2902
最上町	教育文化課 学校教育係	0233-43-2053
舟形町	教育委員会 教育課 学事係	0233-32-2379
真室川町	教育委員会 教育課 学校教育係	0233-62-2223
大蔵村	総務課 政策推進係	0233-75-2111
鮭川村	教育委員会 教育課 教育総務係	0233-55-3051
戸沢村	教育委員会 共育課 学校教育係	0233-72-3242
高畠町	企画財政課 企画調整係	0238-52-1112
川西町	まちづくり課 地域交流グループ	0238-42-6613
小国町	総合政策課 政策企画担当	0238-62-2264
白鷹町	商工観光課 商工振興係	0238-87-0696
飯豊町	企画課 総合政策室	0238-87-0521
三川町	産業振興課 商工観光係	0235-35-7015
庄内町	企画情報課 移住定住係	0234-42-0228
遊佐町	企画課 定住促進係	0234-28-8257

応募状況等については各市町村の窓口にお問い合わせください。

(2) 県 (応募書類の提出先ではありません。)

担当	電話
山形県 産業労働部 商工産業政策課 地域産業振興室	023-630-2691

9 市町村別対象奨学金

定住を希望する市町村をご確認ください。

市町村名	日本学生支援機構 第一種奨学金	日本学生支援機構 第二種奨学金	市町村の奨学金
山形市	0		
米沢市	0		米沢有為会奨学金
鶴岡市	0	0	鶴岡市育英奨学金
酒田市	0	0	
新庄市	0	0	
寒河江市	0	0	
上山市	0	0	上山市奨学金
村山市	0	0	
長井市	0	0	長井教育会奨学金
天童市	0	0	
東根市	0	0	東根育英会奨学金、石川奨学金
尾花沢市	0	0	
南陽市	0	0	
山辺町	0	0	
中山町	0	0	
河北町	0	0	河北町育英会奨学金
西川町	0	0	西川町育英奨学資金
朝日町	0	0	朝日町奨学金
大江町	0	0	大江町ふるさと奨学金
大石田町	0	0	
金山町	0	0	金山町育英会奨学金
最上町	0	0	最上町教育振興修学資金
舟形町	0	0	舟形町教育振興修学資金
真室川町	0	0	真室川町教育振興修学資金
大蔵村	0	0	大蔵村奨学資金
鮭川村	0	0	鮭川村教育振興修学資金
戸沢村	0	0	戸沢村教育振興修学資金
高畠町	0	0	
川西町	0	0	
小国町	0	0	
白鷹町	0	0	
飯豊町	0	0	飯豊町奨学資金
三川町	0	0	三川町育英奨学資金
庄内町	0	0	
遊佐町	0	0	

山形県知事		殿
	市町村長	殿

やまがた就職促進奨学金返還支援事業助成候補者認定申請書【Uターン促進枠】

令和3年度やまがた就職促進奨学金返還支援事業【Uターン促進枠】(追加募集) 募集要項の規定に基づき、次のとおり申請します。

ふりがな		性別					
氏名		生年 月日		年	月	目(歳)
住所	〒						
電話番号 (携帯)	*-	ールアト゛レス					
卒業高校等							
支援を申請す る奨学金につ いて	いずれか一つに○ ()日本学生支援機構第一章 ()日本学生支援機構第二章 ()市町村の奨学金()		
	貸与総額	円返					円
	返還方法(選択して〇を記載 ()月賦返還 月賦額(()月賦・半年賦併用返還 月賦額()「		半年賦額	頁()円)	円
卒業大学等	上記奨学金の貸与を受けた期間に	在学して	いた大	学等を	記載		
	名称()		年	月	卒業
県外における就 業実績について) 所在)
就業予定分野	在職期間(年 月 別表2「就業予定分野一覧」を参考に 分類() 職業名(決まっ)	アルファ・			まで))
Uターンの予定	() 単身でのUターンを予	定 () 世	帯での	Uター	・ンを	予定
Uターンを希望 する理由							
を使用すること □ 私は、山形県ス	スは県内市町村がUターン関係情に同意します。 スは県内市町村のUターン相談窓	.,				., -	
1-(7)の規□ 私は、令和3年	E度やまがた就職促進奨学金返還 定に該当する者ではありません。 E度やまがた就職促進奨学金返還 定に該当する場合の支援額の返還	支援事業	募集要	_			

(募集要項抜粋)

- 1-(7)申請時点において、次に該当しない者
 - ア この事業により返還支援を受けようとする奨学金について、本事業以外の支援制度による返還支援や返還額の減額又は免除等を受ける予定がある者(※市町村が行う上乗せ支援を除く)
 - イ 既に本事業Uターン促進枠の助成候補者の認定を受けている者又は申 請中である者
 - ウ 山形県若者定着奨学金返還支援事業又は本事業で既に助成対象者として支援を受けている者

6-(4)助成対象者の認定の取消し

次のいずれかに該当した場合は助成対象者の認定が取り消しとなります。

- ア 奨学金の返還が免除された場合(死亡、精神もしくは身体の障がいによる免除等)
- イ 要件を満たすこととなった日から起算して2年以内に、次のいずれかに 該当することとなった場合
 - ① 県外に居住した場合
 - ② 自己都合(病気、けが等のやむを得ない事情による場合を除く。)による離職期間が通算して6か月を超えた場合。
 - ③ 会社側の都合または病気、けが等やむを得ない事情による離職期間が通算して12か月を超えた場合(自己都合による離職期間を含む)。

6-(5)支援額の返還

- ア 6-(4) イに該当し、助成対象者の認定を取り消された場合、支払いを 受けた支援額全額を県へ返還するものとします。
- イ 助成対象者の要件を満たすこととなった日から起算して2年以内に、当初申請した市町村から他の県内市町村へ転居した場合は、支援額の2分の1を県へ返還するものとします。

就業予定分野一覧(参考:日本標準産業大分類)

助成対象分野は資格や職種ではなく、就業先の該当する分野となります。

分類	対象業種
A	農業・林業関連業種
В	漁業関連業種
С	建設業関連業種(鉱業,採石業,砂利採取業、建設業に関する測量設計業を含む。)
D	製造業関連業種
Е	電気・ガス・熱供給・水道業関連業種
F	情報通信業関連業種
G	運輸業,郵便業関連業種
Н	卸売業,小売業関連業種
I	金融業,保険業関連業種
J	不動産業, 物品賃貸業関連業種
K	観光関連業種(旅行業、宿泊業等含む。)
L	飲食業関連業種
M	医療,福祉関連業種(医薬品販売関係を含む。)
N	教育, 学習支援業関連業種
О	その他サービス業関連業種(A~N に分類されないもの)

[※] A~Nの各区分の関係業種には、各業種に関係するサービス事業を行う者 (各業種に関する専門のコンサルタント、各業界の事業組合等)を含む。

Δ. 1 π	年		
令和	+	月	E

山形県知事		殿		
	市町村長	殿		

氏名

状況報告書【Uターン促進枠】

やまがた就職促進奨学金返還支援事業助成候補者認定申請書【Uターン促進枠】(追加募集)募集要項の規定に基づき、次のとおり報告します。

変更する項目に✔	変更前	変更後
□ 氏名の変更		
□ 住所の変更	〒	〒
□ 電話番号または メールアドレスの変更		
□ その他の変更		

山形県知事		殿
	市町村長	殿

氏名

就業状況等報告書【Uターン促進枠】

令和3年度山形県若者定着奨学金返還支援事業【Uターン促進枠】(追加募集)募集要項の規定に基づき、次のとおり報告します。

就業 1年目 ・ 2年目 ・ 3年目 (○で囲む)

		加木	. I H		і н	
ふりがな						
氏名						
生年月日	(西暦)	年	月	日	性別	
住所	₸					
電話番号			メールア	ト゛レス		
県内 居住開始日	(西暦)	年	月	日		票の転入日を すること)
	就業先 名 称					
就業先	部署名 • 職名					
MU A JU	所在地	〒				
	就業開始日	(西曆)	年	J] [3
就業分野	分類()	別表2「就業	美分野一覧 」	を参考し	こアルファ〜	ベットを記入
添付書類	【1年目】 □ 在職証明書(様式4) □ 住民票の写し(マイナンバーの記載のないもの) 【2年目・3年目】 添付書類なし(個人事業主の場合は前年の確定申告書の写し)					

※応募書類を提出した市町村と異なる市町村に居住した場合は下記に提出のこと。 〒990-8570 山形県山形市松波二丁目8番1号 山形県産業労働部商工産業政策課地域産業振興室

在 職 証 明 書

住	所				
氏	名				
生年月	日	年	J		Ħ
就業先	名				
就業地	(所在地)				
職名及	び職務内容				
上記就 就業開	業地での 始の日	年	<u>:</u>	月	日

(該当する場合✔を付けてください)

- □ 正規雇用として在職している
 - *正規雇用とは次の全てに当てはまる雇用形態です。
 - ① 期間の定めのない労働契約をしていること
 - ② 所定労働時間が、同一の事業主に雇用される通常の労働者の所定労働時間と同じであること
 - ③ 同一の事業主に雇用される通常の労働者に適用される就業規則等に規定する賃金の 算定方法及び支給形態、賞与、退職金、休日、定期的な昇給や昇給の有無等の労働条件 について長期雇用を前提とした待遇が適用されていること

上記について、間違いないこと及び当社に在職していることを証明します。

年 月 日

事業所所在地 事業所名称

代表者名

(F)

山形県知事		殿	
	市町村長	殿	

氏名

県内居住・就業報告書【Uターン促進枠】

令和3年度山形県若者定着奨学金返還支援事業【Uターン促進枠】(追加募集)募集要項の規定に基づき、次のとおり報告します。

4年目 ・ 5年目 (○で囲む)

ふりがな							
氏名							
生年月日	(西暦)	年	月	日		性別	
住所	〒						
電話番号							
メールアト゛レス							
就業先							
名 称							
所在地	₸						
添付書類	□住国	- 民票の写 [、(マ	イナンバ	<u>ー</u> の	記載のな	いもの)
柳川青規	□ 在職	战証明書	(任意	様式可)			

※応募書類を提出した市町村と異なる市町村に居住した場合は下記に提出のこと。 〒990-8570 山形県山形市松波二丁目8番1号 山形県産業労働部商工産業政策課地域産業振興室

令和 年 月 日

山形県知事 市町村長

殿殿

申請者 住所 〒

氏名

求職・離職期間延長承認申請書【Uターン促進枠】

令和3年度山形県若者定着奨学金返還支援事業【Uターン促進枠】(追加募集) 募集要項の規定に基づき、求職・離職期間を延長したいので、承認くださるよう申 請します。

記

1 求職・離職期間延長理由

令和 年 月 日

山形県知事		殿
	市町村長	展

申請者 住所 〒

氏名

認定辞退申請書【Uターン促進枠】

令和 年 月 日付け 記号番号 で通知のあった助成候補者の認定について、下記の理由により辞退したいので、申請します。

記

辞退理	

()	申請日以降、令和4年10月31日までに県内に居住しなかったため
()	申請日以降、令和4年10月31日までに県内で就業しなかったため
()	県外に居住したため
()	県外に就業したため
()	公務員として就業したため (県内 ・ 県外)
()	その他 ()